

令和4年第3回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和4年9月16日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番	高西正人	2番	友岡みどり	3番	岩花寛之	4番	田中唯登志
5番	廣崎誠治	6番	宮本理一郎	7番	峯 新一	8番	三田敏和
9番	安元慶彦	10番	茂呂孝志	11番	荒牧弘敏	12番	宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
総務係長 末吉孝幸・ 教務課長 村上英之

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第3回定例会議事日程（4日目）

令和4年9月16日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第34号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第36号 上毛町防災行政無線・農村情報連絡施設条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第37号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第38号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結について（体育館新築工事）

- 日程第16 議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第41号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更
及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について
- 日程第18 議案第42号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変
更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更につ
いて
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第20 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、9月6日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いいたします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の議案状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、認定第2号、日程第4、認定第3号、日程第7、認定第6号、日程第8、認定第7号、日程第13、議案第37号、日程第14、議案第38号、日程第15、議案第39号、日程第17、議案第41号、日程第18、議案第42号、以上9件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

高西委員長。

○文教厚生委員長（高西正人君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は、9月12日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時50分開会、10時に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定4件、条例改正2件、その他3件の計9件です。

付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告いたします。

なお、質疑につきましては、主要な質疑のみ報告させていただきます。

まず、認定第2号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

最初に、担当課長に説明を求めました。

令和3年度の歳入総額は8億9,130万7,000円で、前年度対比1.0%の増額、歳出総額は8億6,068万6,000円で、前年度対比2.3%の増額となっています。被保険者数は、昨年度から19名減少していますが、医療費は約1,700万円増加し、1人当たり医療費は、平成29年度以降増加しています。

また、高額医療費は、前年度から40万5,000円増加しています。医療費全体の増加については、難病治療により、高額の医療費を必要とする方が数名おられることから、この影響が大きいと思われます。それ以外の糖尿病性腎症による透析患者数は増加しておらず、生活習慣病対策や重症化予防対策等の取組の成果ではないかと考えていますとの説明でした。

質疑。特定健診の受診件数は上がったのか。上がったのであればどれくらいか。

答弁。令和2年度は579名、暫定値ですが、令和3年度は652名。

質疑。保険者努力支援制度交付金は幾らか。

答弁。673万8,000円。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第3号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

令和3年度の歳入総額は1億3,895万円で、前年度対比0.9%の減額、歳出総

額は1億3,558万1,000円、前年度対比0.5%の減額。令和2年度に保険料における均等割の軽減特例が終了し、3年度からは、本則どおりの軽減割合となりましたが、軽減の対象となる低所得者の増加や付加限度額超過者の減少により、保険料収入は8,719万5,000円で、前年度より260万5,000円の減額となりました。

平均被保険者数は1,422人、現年度分の保険料収納率は99.68%と、ほぼ前年並みでした。

令和3年度の1人当たりの医療費は111万1,000円で、県下では31位ですとの説明でした。

質疑。保険料の滞納繰越分の徴収は、どのような体制で実施しているか。

答弁。督促状、催告状の送付。そして、電話による納付勧奨を行っている。訪問による徴収までは行っていない。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第6号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

歳入については予算1,512万3,000円に対し、実績額1,530万8,338円、18万5,338円の増額、歳出については予算1,512万3,000円に対して、実績額1,512万2,601円で、399円の減額、差引き残高18万5,737円。

令和3年度の新規貸付け申込者は11名で、貸付け者全体で大学生、専門学校生24名となり、貸付金は1,354万円です。返済者は66名で、返還金は1,291万5,300円です。返還金は、順調に返還されていますとの説明でした。

質疑。給付型や定住促進と絡めた返済助成などを検討する話が以前あったが、進捗や見通しは。

答弁。給付型については、奨学資金運営審議会にて10月以降に協議していきたく、現在情報収集を行っている。

質疑。奨学金を受けた人数の累計は。

答弁。平成18年度から令和4年度までで134名。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第7号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

住宅新築資金等の貸付け者については、令和4年3月31日現在で19名、滞納残高は6,217万1,000円、前年度から16万円の減額。

歳入は、督促等に係る事務費の県補助金が2万4,000円。貸付金元利収入16万円。繰越金137万6,000円。合計156万円です。

歳出は、一般管理費で3万6,072円を支出していますとの説明でした。

質疑。令和4年に一般会計に移行したが、徴収体制は変わらないか。

答弁。変わりなく実施している。

質疑。貸付け者19名は、皆生存しているのか。

答弁。死亡者が8名。これらの方々は、相続人に請求している。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第37号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

現在、マイナンバーカードを利用してコンビニ交付している証明書等の手数料を一律10円に減額するもので、令和4年11月1日から施行し、令和6年3月31日までの時限条例です。本町のコンビニ交付サービスでは、6種類の証明書の発行が可能。令和3年度のコンビニ交付利用率は6.7%と低い状況。マイナンバーカードの交付率向上と、コンビニ交付サービスの利用者増加を目的とし、1通当たり107円の委託手数料費用は全額、コロナ交付金を財源とします。

広報、ホームページ、dボタンなど、あらゆる手段を活用して周知を行う予定ですとの説明でした。

質疑。京筑管内でのコンビニ交付実施は。

答弁。吉富町を除く全ての自治体に取り組んでおり、減額を実施している自治体はない。

質疑。財源のコロナ交付金がなくなった場合の対応は。

答弁。一般財源で対応する。

質疑。マイナポイントの窓口対応体制は。

答弁。窓口でポイント付与の説明はさせてもらってはいるが、分かりにくいというのが実情。

質疑。交付率とコンビニ交付サービス利用者の利用率の目標値は。

答弁。交付率は70%、コンビニ交付サービスは、利用者の50%。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第38号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

令和5年4月1日の供用開始を予定していましたが、工期延長に伴い、供用開始日も延期する必要があるため、本条例の施行期日を令和5年4月1日から、規則に定める日に改正するものと説明でした。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第39号 工事請負契約の変更契約の締約について（体育館新築工事について）です。最初に、担当課長の説明を求めました。

体育館新築工事に係る建設工事請負契約について、鉄骨柱の調達に遅れが生じたことに伴い、工期の変更を行うものです。社会情勢の影響により、鉄骨柱の調達に大幅な遅延が生じ、鉄骨工事から検査までの工程が影響を受け、工期を約4か月延長し、6月30日とするものと説明でした。

質疑。現状では、材料がそろっていないといけない状況だが、問題はないか。

答弁。随時、加工生産を行い、でき上がり次第現場に搬入している。

質疑。さらなる遅延は考えられるか。

答弁。今後、半導体等の不足が懸念される。もしそういうことが発生したら、明確になった時点で、説明、報告させていただく。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第41号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

豊前市及び吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理事業を廃止し、豊前市外二町清掃施設組合へし尿処理事業を統合することに伴い、組合経費の支弁の方法を変更し、豊前市外二町清掃施設組合規約を変更するものと説明でした。

質疑。手数料が増額することはないか。

答弁。改定はないと現段階は協議している。

質疑。し尿、ごみ処理の新しい方式の研究は。

答弁。新しい方式の研究を続けていくよう指示を受けているので、行っていく。

質疑。豊前市吉富町のし尿処理場への搬入量は年々減少しているが、上毛町は増加

している。今後、豊前市吉富町の下水処理の範囲が広がるなどの計画や、搬入量の増減に基づく試算はしているか。

答弁。豊前市の公共下水は進むことなく、吉富町はほとんど公共下水に進んでいくのではないかと予想しているので、吉富町は減少し、豊前市と上毛町は変わらないと想定している。これに基づき、料金体系が変化すると予想している。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

最後に、議案第42号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてです。最初に、担当課長の説明を求めました。

豊前市外二町清掃施設組合が、吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務であるし尿処理に関する事務を承継するに当たり、吉富町外1町環境衛生事務組合で共同処理する内容を変更する必要性が生じたためとの説明でした。

質疑。何年ぐらいかけて処分する予定か。

答弁。3月までし尿を受け入れ、その処理が2か月。その後、解体については、設計と工事で約1年と見込んでいる。

討論なし。採決の結果、起立多数で可決となりました。

以上、報告いたします。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、認定第4号、日程第6、認定第5号、日程第9、認定第8号、日程第10、議案第34号、日程第11、議案第35号、日程第12、議案第36号、以上6件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は9月13日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と

町長以下執行部の出席をもって、午前8時53分開会、9時49分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定3件、条例案3件の計6案件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

認定第4号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和3年度当会計の歳入総額は6,774万に対し、歳出総額が6,721万4,000円で、歳入歳出差引き額は52万6,000円となっている。八ツ並吉岡地区及び土佐井地区の2地区において稼働し、令和3年度には新たに6戸が接続され、使用人数が10人増となり、令和3年度末現在で270戸、710人の接続となっている。接続率は、八ツ並吉岡地区で78.8%、土佐井地区で76.3%となっているとの説明でした。

質疑。処理施設管理委託料が、令和2年度に比べて約80万上がっているが、どういう理由か。

答弁。この件については、業者から見積りを徴収している。業者に確認したところ、人件費等の経費増、施設維持、管理するための資材等の高騰によるものですとの答弁でした。

質疑。今、公営企業会計の移行業務がなされているが、これは今年度で終わりなのか。

答弁。令和5年度から公営企業会計に移行するので、今年度全ての事務を終了することになっている。

質疑。移行した場合、職員が全てのこのバランスシートの対応ができるように、知識を取り入れているのか。

答弁。そういったところも含め、業務支援で様々な業務、今後、令和5年度からの業務に向けての指導を受けているとの答弁でした。

討論。討論なし。採決、全会一致。したがって、認定第4号 令和3年度上毛町農業集落排水特別事業歳入歳出決算認定について、当委員会は、認定することに決しました。

認定第5号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に、建設課長に説明を求めました。

令和3年度の当会計の歳入総額は1億2,207万6,000円に対し、歳出総額は1億2,094万6,000円で、歳入歳出差引き額は113万円となっている。簡易水道事業は、京築地区水道企業団から1日当たり650立米を受水し、緒方水源から1日当たり30立米、原井水源地から1日当たり32立米を取水し、令和4年3月現在末では1,240戸に対して給水を行っているとの説明でした。

質疑。今、エリア的にどこまで来ているのか。この前、野路、大池公園といった話があったが。

答弁。エリアとしては、新吉地区では、尻高地区、矢方地区を除いて、全域区域に入っている。大平地区は土佐井の下田井、新谷地区、東下の東地区、唐原については、百留地区まで全域水道区域になっている。

また、原井地区については、原井地区簡易水道があるので、水道区域になっている。

質疑。土佐井地区、下田井の上のほうで水が欲しいという希望はあるのか。

答弁。先日の一般質問で答弁したとおり、土佐井地区からちょうど東九州自動車道を境に整備がなされているところ、なされていないところがあって、なされていないところから水道を繋いでほしいとの要望。東下地区では東下東地区から自治会を通じて要望が出されている。

質疑。給水計画のエリアを広げることについて希望的に捉えてよいのか。

答弁。その点については、町内で十分協議を進めていった上で、企業団との相談を行いたい。ここで必ずということは避けたいが、その方向でやっていきたいと考えている。

討論。討論なし。採決、全会一致。したがって、認定第5号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会は、認定することに決しました。

認定第8号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に、企画開発課長に説明を求めました。

当会計の歳入総額は1,016万3,000円、歳出総額が16万6,000円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は997万7,000円となっています。

主な成果として、予算執行は、10節の需用費において、成恒地区工業等ガイドマップ印刷費として10万3,400円を支出している。

質疑。誘致するためにどのような働きをして結果どうなっているか。

答弁。問合せ等に対応している。4件に対応し、2件は現地で対応しました。また、県のほうに企業のあっせんをお願いし、企業誘致に努めてきましたが、誘致には至っていない。

討論。討論なし。採決、全会一致。したがって、認定第8号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会は、認定することに決しました。

議案第34号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、最初に、総務課長に説明を求めました。

上毛町議会議員及び町長の選挙運動における選挙公営について、最近における物価変動等を考慮し、選挙運動用自動車選挙カー、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター等それぞれの単価を引き上げるものですとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。採決、全会一致。したがって、議案第34号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、当委員会は、可決することに決しました。

議案第35号 上毛町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、最初に、総務課長に説明を求めました。

令和3年度人事院勧告のうち、令和4年10月1日から施行される事項について、労働者の妊娠出産、育児等と仕事が両立できる職場環境の整備が求められている。そのような中で、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するためである。これについては、国家公務員について行われ、地方公務員についても同様に、同様の措置が求められてきました。

今回の改正は、地方公務員の育児休業に関する法律の改正により、令和4年10月1日施行の非常勤職員の育児休業の取得要件のさらなる緩和が行われるとの説明でした。

質疑。非常勤職員に育児休業の条例をできるようにした趣旨は。

答弁。非常勤職員を任用する本来の目的、職員の不足分を補ってもらう部分、一時的な繁忙期を助けてもらう趣旨から、制度化したとの答弁でした。

討論。討論なし。採決、全会一致。したがって、議案第53号 上毛町職員の育児

休業等に関する条例の一部を改正する条例について、当委員会は、可決することに決しました。

議案第36号 上毛町防災行政無線農村情報連絡施設条例を廃止する条例について、最初に、総務課長に説明を求めました。

電波法の改正に伴い、令和4年11月30日をもって、本町防災行政無線、農村情報連絡施設でのアナログ電波の使用が終了となることにより、本条例を廃止する。

現在の無線設備は、本条例及び規則によって管理運用を行っているが、関係機関、九州電波通信局等に確認したところ、条例の制定は必須でないことが確認できました。

本条例を廃止した後は新たに管理運用規定を設け、新設備の適切な管理運用をするとのことでした。現在、個人宅への戸別受信機の設置は、8月末現在での進捗は72.4%で、予定していた工程どおり順調に進んでいるとの説明でした。

質疑。これは最初設置するとき、公共の電波を使用するという国での免許が必要でした。今は、免許の確認はどうなっているか。

答弁。同様の免許が必要です。

質疑。デジタル無線に移行してから、電波の通りが悪いとか聞こえにくいとかというような話を受けているか。

答弁。アナログのときに比べて、入りが以前より悪くなったというような大きな意見は受けていない。ある程度事前に地域の関係等の調査を行っている。あらかじめ、電波の弱い地域がどうしてもあるので、そのときのために、外付けアンテナをあらかじめ用意している。受信状況を確認して、電波がよければ、その場で外付けアンテナを設置させていただき対応している。

討論。討論なし。採決、全会一致。したがって、議案第36号 上毛町防災行政無線農村情報連絡施設条例を廃止する条例について、当委員会は、可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第2、認定第1号、日程第16、議案第40号、以上2件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算常任委員長（峯 新一君） 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会より報告します。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定1件と補正予算1件の計2案件です。全員出席の下、8時55分に開会、14時49分に閉会しました。

最初に、認定第1号 令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としました。

町長の挨拶の後、総務課長に総括説明をお願いし、総括説明終了後、総括説明に対する質疑を行い、その後、各担当課長より説明を求めました。

総括説明では、歳入で71億9,631万9,539円の決算額で、令和2年と比較すると6億2,085万4,429円減の決算。歳出では67億6,459万3,902円の決算額で、令和2年度と比較すると、6億1,916万2,510円減の決算との説明を受けました。

質疑。総務課長の総括説明に対する質疑では、経常収支比率が77.6%と大変よいが、県内で上位に行っているのではないか。

答弁。福岡県では、1位です。

質疑。何か無理をして、このようなよい数字が出ているのではないか。

答弁。そのようなことはない。

その他、二、三の質疑があり、次に、各担当課長より説明を受け、質疑を行いました。そのうちの何件かを報告させていただきます。

質疑。コミュニティーバス、乗り合いタクシーの利用者人数は。また、改善要求等はないか。

答弁。コミュニティーバスの利用人数は、1万1,940人。乗り合いタクシーの利用人数は、1万3,126人。何件かの要望は出ているが、乗り合いタクシーとの兼ね合いがあり、変更はなかなか難しい。

質疑。イルミネーション等の成果は。

答弁。昨年度より業者に頼み人数を把握している。令和2年度は5,000人程度だ

ったが、昨年は1万5,600人と、成果は上がっている。また、キッチンカーフェスにおいても、人気は上々であった。

質疑。大池公園園路整備で、当初の計画では9,000万程度であったのが数倍になっているのはなぜか。

答弁。基本構想の中の数字で、現状と比較するのがおかしいのでは。当初予算では4億9,000万円であり、実際終わっての金額は5億9,000万円と、1億円程度増えているが、計画も変更しているし、議会の議決ももらっている。

質疑。新たに農業委員を選定しているが、選定基準は。

答弁。認定農業者や法人農業者が過半数を占めなければならない。また、年齢等著しい隔たりがあってはならないなどです。

質疑。農業委員制度が変わり4、5年経つが、農地の荒廃面積は、以前より減少したか。

答弁。若干ではあるが、増えている。

質疑。制度も変わり、農業委員への手当も増えている。農地の荒廃が減少に向かうような活動してほしい。

答弁。週1回の見回り点検を推奨している等々、多くの質疑が、なされました。

全てを報告したいのですが、聞き取れなかった質疑、答弁等については、全員出席ですので、省略させていただきます。

これで質疑を終わり、討論なし。本案を採決、起立多数。したがって、認定第1号令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会は、認定することに決しました。

次に、議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）を議題としました。最初に、総務課長に総括説明を求め、総括説明に対する質疑を行いました。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億497万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,039万8,000円とするものであります。

質疑。債務負担行為で、委託を3年間としているが、もう少し長くして費用を安くする考え方を考え方はないか。

答弁。設定期間の考え方はまちまちであろうかと思うが、今回の一般廃棄物収集運搬業務委託料としては、長期の設定を考えた場合、後年になって現実と合わないとな

ったとき、難しい問題となり得るので、3年ぐらいが妥当だと考えて設定している。相手方業者、また町、双方のリスクを考えた上で判断をした。

次に、担当課長より、歳出から款ごとに説明を受け、歳入は一括で行いました。

質疑。旧大平麦酒館の改修工事について、どこまで具体的な工事をするのか。クリエイティブな活動をしている企業を選びたいというが、どのような職種を言うのか。

答弁。工事内容を含め、どういったことを改修するかを基本と実施設計し、業者を選定したい。それをプロポーザルで提案してもらいたいと考えている。クリエイティブな企業として考えているのは、ソフト関係で先進的な取組をしている企業やまた、農業、林業関係の中で進んだ企業を考えている。

質疑。サテライトオフィスとして考えているようだが、何社、何部屋ぐらいを想定しているのか。

答弁。780平米ぐらいあるので、10部屋以上20部屋以内を想定している。

質疑。大平支所2階の空調設備改修工事は、どの場所か。

答弁。2階のロビーと議場が残っている。支所避難所として使っていて、コロナの交付金を使っているので、避難所として活用する部屋を先に工事している。

質疑。大平楽温泉館の真空ボイラー改修工事で、3台のボイラーの取替えとなっているが、3台となると休業となるのでは。

答弁。業者の説明では、1台も3台も大差ないと聞いている。

次に、歳入では、質疑。債務負担行為で、一般廃棄物収集運搬業務委託料で、6,865万5,000円とあるが、年割りすると上げ幅が大きい。その理由は。

答弁。前回と比較すると年額で465万5,000円の増となる。一番の大きな理由として、来年から製品プラスチックの回収を始めたいと思っている。最高で月に4回、293万4,000円の増となる。あとは、人件費の増、燃料費の高騰を踏まえての増額となる。

以上、質疑を終了しました。

討論なし。本案を採決。起立多数。したがって、議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）は、可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

○議長(宮崎昌宗君) これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、認定第1号 令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、認定第1号を反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第1点は、新体育館建設の必要性は認めますが、建設場所は、上毛町の防災マップに照らして、適正な場所とは言えない。新体育館の周囲に高さ3.5メートルから5メートルの土を盛ることは無駄な工事であり、無駄な経費もかかる。当時の建設費の予算は、おおむね18億円でしたが、約27億円と約9億円の増額がされているが、増額内容が不透明であり、将来の財政の硬直化が危惧される。

反対の理由の2点目、大池公園西側に新たなトイレを造る必要性はありません。建設費は面積64.2平米に対し、約9,000万円と非常に高く、建設後の管理人も決めていなく、屋上は草が生い茂っていた事実があり、事業効果が期待できません。

理由の3点目、イルミネーションの設置委託料について、令和2年度は約900万円の予算計上でしたが、令和3年度は950万円と増額され、予算執行は約900万です。設置期間は、ほとんど人が訪れていないので再考すべきです。

反対理由の4点目、ふるさと手づくり村解体工事は、アスベストなどの見落としがあり、約50%を超える増額補正でありながら、アスベストを見落とししていたという説明もなく、専決処分ですべての予算執行を行っている。議会軽視も甚だしい。

反対理由の5点目、小学校給食調理業務委託料は、食育の観点から考えると好ましい実施方法とは言えません。

反対理由の6点目、令和3年度の実質収支比率は12.8%と、過去の年度と比べると一番高い数字を示しており、令和3年度から11%から12%台をキープしている。もっと歳入歳出差引き残高を減らし、地方自治体の本来の目的である福祉の増進にもっとお金を使うべきである。

以上の理由を申し上げて、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

コロナ禍の中、緊急生活支援等の実施、空調設備の改修、手洗い場の自動水洗化、新婚・子育て・赤ちゃん祝い金等、住民に寄り添った行政運営がなされています。ふるさと寄附金も1億7,858万4,000円と大幅に増収、使途も明確になっており、しっかりした運営に努められています。

よって、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）令和3年度一般会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

私は過去、大池公園関係予算、決算については、反対の立場で討論してきました。令和3年度決算にも、大池公園関係決算が含まれており、トイレの建築場所等承認はしがたいのですが、住民の生命と暮らしを守る新型コロナ関係決算が含まれている今決算認定については、賛成いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第1号 令和3年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、認定第2号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第2号は反対の立場から討論いたします。

国民健康保険に加入するほとんどの方は、国民健康保険税の負担は重いと言っています。国は、1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費の50%にして、国の医療費の負担割合を引き下げてきたことにあります。国の国民健康保険の運営の在り方に問題があるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第2号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、認定第3号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第3号反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者とを切り離して、差別医療を押しつけるものであるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第3号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、認定第4号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第4号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、認定第5号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第5号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
-

- 議長（宮崎昌宗君）日程第7、認定第6号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第6号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
-

- 議長（宮崎昌宗君）日程第8、認定第7号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第7号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、認定第8号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第8号を反対の立場から討論いたします。

この造成事業は、事業以前に地元説明会も開催せず進めているので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第8号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第34号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第34号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第11、議案第35号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第35号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第12、議案第36号 上毛町防災行政無線農村情報連絡施設条例を廃止する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第36号 上毛町防災行政無線農村情報連絡施設条例を廃止する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第13、議案第37号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は、上毛町手数料条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

マイナンバーカード普及、交付の向上を目指して、証明書の今後の減額をするに当たって住民に寄り添い、住民の利便性の向上に努めようとしております。将来、マイナンバーカードの普及が広がると、住民の利便性の向上、業務の効率化が図られるため、ぜひその普及に努めていただきたいと思います。賛成をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第37号は賛成の立場から討論いたします。

マイナンバーカードは、個人情報漏えいのおそれがありますが、手数料の大幅な引下げになっており、住民負担の軽減につながっているため、この議案に賛成いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第37号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第14、議案第38号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、この議案について反対の立場から討論いたします。

附則の中で、来年の5月1日とありますが、これを規則でやっていくと。なぜ、例えば令和5年の9月なら9月とかということが明記できないのか。そういうことになると、私は、書けないということは、何かほかに変わった要素があるのではないかと。だから、規則でしておけば、もうできた日からそういうふうになるから、もうそれでいいんだというような解釈の下に、悪く言いますと逃げ口上みたいなことになっているんじゃないかと、こんな感じがするんです。

それで、新体育館の建設については、本町にとっては一大事業、町民の皆さんも待っている。いつ頃できるであろうか、いつから使われるんだらうかと。それを我々に聞かれても、それはいつからか分からん、まだ何かはっきりせんのだと。

5月1日を動かすことは、これは工期が延びましたから、これはもう十分に理解できますけど、それから先を何月何日できる、使われると。それにまた向かって、執行部のほうも努力しなければ、それを、できたときができたときだなんていうようなことばっかしみたいなことじゃ、私はこれは、どうも議会軽視か、住民に対するサービスが足りないのか、そんなことにしか取れないわけですよ。

もし、不安定な要素があつてするならば、可能かどうかちょっと分かりませんが、地方自治法180条に基づいて、町長に委任する事項がある。工事金額では、500万円を限度として、上限として、減ったり増えたり、これは議会にかけなくてもいい議決事項じゃなくて町長に委任、そのほか住宅の訴訟の関係とか、そのほか広域連合

の中よその自治体の議員の数か何か、こういうのが町長に委任事項として我々も認めておる。もうその中に、こういったような事柄もつけられれば、加えて。

なぜ私がそう言うかといったら、それをして変えた場合には、次の議会で報告しなければならない。そういうことで、我々もはっきり分かる。我々が調べなくては、これはいつになったか分からんわけだ、これから先は。9月になるのか、10月になるのか分からん。そういうことで、この条例改正を何となくすっきりしない。無礼か分からんが、そういうことに、私は感じ取っておりますから、この条例改正には反対をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第38号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第15、議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結について（体育館新築工事）これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第39号 工事請負契約の変更契約の締結について（体育館新築工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第16、議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第40号は反対の立場から討論いたします。

旧麦酒館のサテライトオフィスの改修工事基本実施設計業務委託料の契約方法をプロポーザル方式で、業者選定するという説明がありました。プロポーザル方式は、随意契約の一種で、改築工事の主な内容は、間取り、内装などが主で、専門性の高い工事ではありません。また、業務委託料1,542万円と。金額からしても随意契約に馴染むものではないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場より討論いたします。

今なお、継続するコロナ感染症や極端な円安による物価高騰等、社会不安、生活環境が劣悪する中において、本予算案は、まず一つ、旧大平楽麦酒館サテライトオフィス改修工事始め、公共施設、グリーン空間確保事業、大平楽温泉館のボイラー改修工事、あるいは学校施設の修繕、私立保育園給食材料の対策支援等々、民生、産業、教育、医療衛生と幅広く、住民の生活、健康、衛生と安全安心な生活の後押しをするとともに、必要なところに必要な予算措置を講じていると認め、私は、本補正予算に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は、この予算について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど申し上げましたように、マイナンバーカード普及のために、コンビニ手数料

の減額等、それからふるさと寄附金等の増額、そして、住民に寄り添った予算になっておりますので、賛成いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第40号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第17、議案第41号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私は、議案第41号に反対の立場から討論させていただきます。

本議案は現在、吉富町ほか衛生事務組合で処理しておりますし尿について、豊前市外二町の清掃施設組合のほうに、処理をするための契約変更であります。この議案を審議するには、若干、判断材料が少ないというふうに考えております。

豊前市外二町の事務組合に入ることには、様々な比較検討が必要であるというふうに以前から言っておりますが、8月29日の全員協議会時点では、次年度のランニングコストについての試算はできているものの、建設費や用地費については、その金額や支払い方法について、まだ決定というふうなところまでは至っておりません。

この議会の広域連合というのは、人間で例えれば結婚のようなものであるというふうに思っております。結婚する前にはやはり、お互いしっかりお互いのことを知って、その上で信頼し合って結婚するのがいいんじゃないかというふうに思っております。

委員会で指摘したとおり、総論は賛成で、各論は反対というふうなところであれば、今後の協議の上で、逆にぎくしゃくしてしまうようなことが、発展しようかというふ

うに思っております。

町長も、議会のほうできちんと各論まで追究するというのが、議会であるというふうな発言をしており、それにも共感するところであります。そうした事態にならないためにも、現時点で判断材料が議決するに足りないというふうなところで、反対させていただきたいと思っております。

なおこの41号、私は委員会のときに、賛成ということで起立しております。その後の42号の審査の際に、質問した事項について、やはり疑義が生まれたというふうなところで、委員会で賛成したことを、今回は反対ということでさせていただくに当たっています。

特に、委員会外の議員の皆様におわびしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第41号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、議案第42号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私は、議案第42号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理

する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合の規約変更について、反対の立場から討論させていただきます。

反対理由については、先ほどの41号のときの内容と変わらないんですけども、こちらの42号に関しては、私たち上毛町と吉富町のほうで、一部事務組合を組んでおります。吉富町とのきちんとした話し合いを行って、当初から言われているように上毛と吉富が足並みをそろえて豊前に入るといふふうなところが、大変重要なところかと思えます。その中で、なかなか、それぞれ立場が違う中で、意思統一というのは大変難しいこととは思いますが、議員のほうも全員協議会ないし、委員会のほうでもきちんとお話しする機会もあったかと思えます。

そういったところを、まだまだできてなかったというふうなところ、個人の反省も含めて、本議案には、反対させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第42号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査とした旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第20、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 以上で本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。

令和4年第3回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時16分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員